

輪島市監査公表第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年 1月28日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年1月18日（金）観光課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○多種多様なイベントや情報発信の方法・媒体に工夫を凝らし、費用対効果を念頭に業務執行にあたる姿勢は大変評価できる。

白米千枚田あぜのきらめきにおいては、平成24年11月のギネス認定以降は、観光客にも好評であり、宿泊数も増加傾向が見られる。今後においては、道の駅千枚田ポケットパーク・レストハウス・展望広場の整備を進め「白米千枚田」を大きな観光資源として活用されたい。

○年々、入込概数の減少が続く朝市においては、ニーズに応じ新鮮な食材をその場で味わえるサービスや、午前の能登便利用者に朝市へ来てもらうために組合に営業時間を延長してもらう等工夫しているようであるが、回遊性を高めて滞在時間の延長を図り、さらなる観光振興・誘客に取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。